

職業能力開発推進者の選任を！

— 従業員のキャリア形成のために —

従業員のキャリア形成を支援し、個々の職業能力を存分に発揮してもらうことは企業の発展に不可欠な要素です。従業員の職業能力開発を計画的に企画・実行することが大切ですが、こうした取組を社内で積極的に推進していただくキーパーソンが「**職業能力開発推進者**」です。

まだ、「**職業能力開発推進者**」を選任されていない事業主の方は、是非この機会に選任をお考えください。

職業能力開発推進者の選任は、「**職業能力開発促進法**」第12条において、**事業主の努力義務**とされています。

厚 生 労 働 省



中央職業能力開発協会
都道府県職業能力開発協会

職業能力開発推進者とは？

企業内で次の役割を期待される方のことです

事業内における職業能力開発計画の作成及びその実施に関する業務。

効率的・効果的な職業能力の開発を進めていくには、自社に最適な職業能力開発計画を作成することが何よりの近道となります。時代の要請と変化を捉えた、職業能力開発計画を作成していただきたいと思います。

当該事業所の労働者に対し、職業能力開発に関する相談、指導、周知等の業務。

従業員からの能力開発に関する様々な相談などに対して、キャリア・コンサルティング技法を活用し、効果的な支援を行い、キャリアアップへとつないでいていただきたいと思います。

国、都道府県、中央職業能力開発協会、都道府県職業能力開発協会との連絡に関する業務。

職業能力開発行政機関との連絡を円滑に行い、自社に有益な能力開発に関する情報を積極的に入手していただきたいと思います。

中央職業能力開発協会及び都道府県職業能力開発協会では、職業能力開発推進者がその役割を果たせるよう、様々な支援体制を整えています。

バックアップ

職業能力開発推進者講習の実施

職業能力開発に関する様々な知識や技法を無料で学べる「職業能力開発推進者講習」をご用意しています。

『講習テーマ』例えば…

- ・キャリア形成促進助成金の申請手続きに関すること
- ・事業内職業能力開発計画の作成に関すること
- ・キャリア・コンサルティング技法に関すること など

能力開発情報システム(ADDS)・キャリア形成推進マガジン(メールマガジン)

キャリア形成、人材育成、職業能力開発等の情報、さらに地域に密着した職業能力開発関連情報等をインターネットによって簡易に入手いただけます。

アドレス

能力開発情報システム(ADDS)

<http://www.adds.javada.or.jp/>

キャリア形成推進マガジン(メールマガジン)

<https://www.agora.javada.or.jp/magazine/>

選任基準をはじめ、職業能力開発推進者についてご質問のある方は、下記の**職業能力開発協会**へご相談下さい。

職業能力開発推進者の選任にあたっては



職業能力開発推進者は、従業員の職業能力開発及び向上に関する、企画や訓練の実施に関する権限を有する方から選任されるのが望まれます。

具体的には

教育訓練部門の組織が確立されている事業所にあつては当該組織の部課長、それ以外の事業所にあつては労務・人事担当部課長等がこれに当たります。

職業能力開発推進者は、各事業所（支店、工場、営業所等）で1人以上選任する「事業所単独選任」が基本です。もし、適任の方がいらっしゃらない場合には、「本社選任」もしくは、「共同選任」で職業能力開発推進者を選任することができます。

選任基準は

所属する事業所に職業能力開発推進者に適任の者がいる。

所属する事業所に職業能力開発推進者に適任の者はいないが、本社にはいる。

従業員の職業能力開発は、他の事業所と共同で行っているが、その事業所には職業能力開発推進者に適任の者がいる。

事業所単独選任



事業所単位ごとに1名以上の職業能力開発推進者を選任することを“事業所単独選任”といいます。

労働者の職業能力の開発及び向上がより円滑に行われるためにも、原則として職業能力開発推進者は事業所単位で選任されることが望まれます。

本社選任



常時雇用する労働者数が100人以下の小規模な事業所等にあつては、本社の職業能力開発推進者が複数の事業所等の職業能力開発推進者を兼ねて労働者の職業能力の開発及び向上を図ることもできます。

このように本社の職業能力開発推進者が事業所（支店、工場、営業所等）の職業能力開発推進者を兼ねることを“本社選任”といいます。

共同選任



2以上の事業主が共同して職業訓練を行う場合、その他事業主がその雇用する労働者の職業能力の開発及び向上を共同して図る場合に、ある事業所の方が代表して複数の事業所等の職業能力開発推進者を兼ねることを“共同選任”といいます。

グループ企業や関連企業、支店、営業所もしくは事業所等が共同で行う場合も共同選任にあてはまります。

平成13年10月1日より職業能力開発推進者選任届の様式が定められ、厚生労働省の委託により、都道府県職業能力開発協会が受付けることになりました。なお、キャリア形成促進助成金を受給するためには、選任届を提出し、その写しを添付することが必要になりましたのでご留意下さい。

※説明文中においては、「職業能力開発推進者」を「推進者」と略しています。

	企業全体で常時雇用する 労働者数	当該事業所で常時雇用する 労働者数	裏面
	基本は推進者が所属する企業全体の常時雇用する労働者数※ (本・支店等の全事業所の合計)	基本は推進者が所属する事業所の常時雇用する全労働者数※ (同一雇用保険適用事業所番号の全事業所を含む)	(支店、出張所、共同事業所等一覧)
事業所 単独選任	当該事業所等の労働者数 (本・支社、事業所等の労働者数)の合計	当該事業所のみ労働者	未記入
本社選任	当該本社の労働者数、同企業内において本社以外の支社、事業所等の労働者数の合計	当該本社のみ労働者数(企業全体が同一雇用保険番号の場合は、左欄と同数)	推進者の所属する事業所以外の本・支社、事業所等の情報を事業所毎に全て記入(雇用保険番号が同一番号の場合は同一の番号を記入する)
共同選任	当該企業の本・支社、事業所等の労働者数の合計	当該事業所のみ労働者数(同一雇用保険番号の事業所も含める)	

※「常時雇用する労働者」とは2ヶ月を超えて使用される者であり、かつ週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の従業員と概ね同等である者をいいます。

- **産業分類**の改訂(平成14年3月)がありましたので、該当する産業分類を再度確認して記入します。なお、既に推進者を選任している事業所におきましても産業分類を確認し変更となる場合には「変更届」の提出をお願いします。その際、企業規模が変わる可能性がありますので併せて確認をお願いします。

産業分類に関しては、本紙内の「参考資料：産業分類表」もしくは「総務省統計局HP“日本標準産業分類(平成14年3月改訂)”」<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/>を参考にしてください。また、産業分類に関し事業内容が複数にわたる際は、主たる事業のみに○をつけて下さい。

- **企業規模**に関しては、本紙内の「参考資料：産業分類表」の右覧の中小企業の範囲区分(小売業、卸売業、サービス業等)を判断し「企業規模」項目内の表と照らし合わせて「大企業」もしくは「中小企業」を判断します。その際は、「資本金の額」「労働者数」のうちいずれか一方が該当すれば「中小企業」とします。また、公益法人等のうち資本金を有しないものについては、主たる事業及び法人全体の常時雇用する労働者総数により判断します。ただし国や地方公共団体が直接設立・運営する施設等(県立訓練校等)は便宜上「大企業」とします。また、産業分類M飲食店、宿泊業の場合、企業規模の区分は「飲食店」が小売業、「宿泊業」がサービス業となりますのでご注意ください。

表面

職業能力開発推進者 選任
変更
解任 届

受	
付	
印	

職業能力開発促進法第12条の規定による職業能力開発推進者の選任について、次のとおり届け出します。

東京都 職業能力開発協会会長 殿 平成 年 月 日

① 雇用保険適用事業所番号	1234-123456-1															
フリガナ	カゴシカイシャ ヨクギョウノウリョクカイハツ															
② 事業所の名称	株式会社 職業能力開発 代表者役職・氏名 代表取締役 職能 太郎 代表者															
③ 事業所の所在地	所在地 〒123-4567 東京都千代田区千代田 0-0-0 電話番号 03(3456)0000															
④ 企業の主な事業内容	企業に係る職業能力開発の実施及び援助															
⑤ 企業の資本金の額	1,000,000円															
⑥ 企業全体で常時雇用する労働者数	150人															
⑦ 当該事業所で常時雇用する労働者数	100人 (雇用保険適用事業所単位)															
⑧ 職業能力開発推進者役職・氏名	役職名 教育訓練部長 フリガナ 教 育 太 郎 (全 / 人) 氏名 教 育 太 郎 電話番号 03(3456)0000 FAX 03(3456)0000 e-mail t-kyouiku@javada.or.jp															
⑨ 選任基準 (該当する番号に○)	1 事業所単独選任 ② 本社選任 3 共同選任 (原則は事業所単独選任。複数の雇用保険適用事業所の推進者を兼ねる場合、本社選任又は共同選任。)															
⑩ 産業分類 (該当する記号に○)	A 農業 B 林業 C 漁業 D 鉱業 E 建設業 F 製造業 G 電気・ガス・熱供給・水道業 H 情報通信業 I 運輸業 J 卸売・小売業 K 金融・保険業 L 不動産業 M 飲食店・宿泊業 N 医療・福祉 O 教育・学習支援業 P 複合サービス業 ① サービス業 (他に分類されていないもの) R 公務 (他に分類されていないもの) S 分類不能の産業															
⑪ 企業規模 (該当する記号に○)	A 大企業 ② 中小企業 中小企業の範囲は、以下の表に該当するものをいう。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資本金の額</th> <th>労働者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小売業(飲食店を含む)</td> <td>5,000万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>その他の業種</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> </tbody> </table>	区分	資本金の額	労働者数	小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	サービス業	5,000万円以下	100人以下	その他の業種	3億円以下	300人以下
区分	資本金の額	労働者数														
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下														
卸売業	1億円以下	100人以下														
サービス業	5,000万円以下	100人以下														
その他の業種	3億円以下	300人以下														
⑫ その他 (変更届の場合は、変更箇所の番号の記入をお願いします。)																

- (注) 1. 「解任」とは、事業所の廃止又は統合もしくは選任基準の変更により、当該事業所において推進者を選任しなくなった場合をいいます。
 2. 一つの事業所に職業能力開発推進者が2人以上選任されている場合には、国、都道府県、中央職業能力開発協会、都道府県職業能力開発協会との連絡に関する業務を担当する推進者の方を届け出て下さい。
 3. 推進者全員の人数について(全 人)に記入して下さい。(1人の場合は1と記入して下さい。)
 4. 本社選任の場合は支店・出張所等を、共同選任の場合は共同事業所等を裏面に記入又は同様の様式で作成したものを添付して下さい。
 5. 「企業全体で常時雇用する労働者数」とは、推進者が所属する企業の本社・支店・事業所等の合計労働者数をいいます。
 6. 当該様式に記載された情報については、厚生労働省(中央職業能力開発協会を經由)に提出され、個人情報保護法に基づき、職業能力開発支援に必要となる範囲内で、厚生労働省、中央職業能力開発協会、各都道府県職業能力開発協会・サービスセンターが利用させていただきます。

●選任・変更・解任のうち該当するところに○を付けて下さい。

選任 → 新たに推進者を選任する場合に選任に○を付けてご提出下さい。

変更 → 基本的に提出された「選任届」の記載内容に変更が生じた場合、どの項目であっても「変更届」の提出が必要になります。必要箇所（基本的に全ての項目）を記載の上、「⑫その他」に変更箇所番号を記入し、変更○を付けてご提出下さい。

解任 → 事業所の廃止もしくは統合又は選任基準の変更（事業所単独選任から本社選任へ変更等）により、当該事業所において推進者を選任しなくなった場合（注1）に、届出時の事業所名にて必要箇所（基本的に全ての項目）を記載の上、解任に○を付けてご提出下さい。

●この欄には**11桁の雇用保険の適用事業所番号**を記入します。

●雇用保険適用事業所番号のない事業所は都道府県職業能力開発協会にご相談下さい。

●代表者役職・氏名はその事業所の代表者名になります。

（例）事業主、支店長、工場長等。

●印は基本的に代表者の印を押印します。代表者の印を所有しない場合は社印もしくは事業所を代表する印（私印でないもの）を押印して下さい。

●推進者の所属する事業所の所在地を記入します。その際実質営業活動を行っている事業所と登記上の所在地とが異なる場合は、実際に活動を行っている所在地をご記入下さい。

●住所変更の際は基本的に「変更届」をご提出下さい。

●資本金の額は、円単位でご記入下さい。

●資本金額は、「事業所単独選任」または「本社選任」の場合は企業全体の資本金額、「共同選任」の場合は推進者の所属する企業単位（事業所単位）の資本金額を記入して下さい。

●推進者の役職名、氏名、連絡先をご記入下さい。

●推進者が2人以上選任されている場合には、総人数を括弧内に記入し（1人の場合は1と記入）、役職名、氏名等は、国等との連絡に関する業務を担当する推進者をご記入下さい。

事業所単独選任（原則は事業所単独選任）

●企業単位ではなく事業所単位により、各々の事業所が単独で推進者を選任する場合。

本社選任

●事業所等をもつ企業の場合で、本社の推進者が事業所（支社等）の推進者を兼ねて選任する場合。

共同選任

●本社選任以外の複数企業、複数事業所で選任する場合。

<注：詳しくは、本紙内の「職業能力開発推進者とは」をご覧ください。>

●推進者変更届を提出する場合は、変更箇所の番号をご記入下さい。

職業能力開発推進者の選任届に関する情報については「個人情報保護法」に則し、その漏えい、滅失、き損の防止その他の適切な管理のための必要な措置を講ずるとともに、その正確性を確保するよう務めています。

〔 支店、出張所等一覧表
共同事業所等一覧表 〕受付
印

	雇用保険適用事業所番号	事業所の名称	産業分類	事業所の常時雇用労働者数
1	9876-987654-9	株式会社職業能力開発東郷事業所	S	50
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

産業分類

- 分類記号（A～S）及び対応する大分類名称を事業所ごとに記入します。
- 新産業分類に伴い既に提出している「職業能力開発推進者選任届」の産業分類に変更の生じる場合は、「変更届」の提出をお願いします。

事業所の名称

- 推進者の所属事業所等以外の事業所名（共同選任企業、支社、営業所等）を記入します。

事業所の常時雇用労働者数

- 裏面は選任基準が本社選任、共同選任の場合に、推進者の所属していない企業（事業所等）が常時雇用している労働者数を事業所ごとに記入します。

雇用保険適用事業所番号

- 推進者の所属する事業所等とその他の事業所等の雇用保険適用事業所番号が同一の場合であっても各々記入します。
- 「職業能力開発推進者選任届」提出後に雇用保険適用事業所番号に変更がある場合は、「変更届」の提出をお願いします。

※ この欄で不足する場合又は別途作成して添付する場合は、同様の様式で作成して添付すること。

